

令和7年度第1回京都府入札制度等検討委員会 次第

日時 令和7年5月15日（木）
午前10時～11時30分
場所 京都経済センター 6－A会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 公契約大綱の運用状況について 資料1

(2) 公契約大綱等の見直しに向けた検討について 資料2

(3) その他

4 閉 会

京都府入札制度等検討委員会

委 員 名 簿

令和7年4月1日時点

役 職	委 員 名	現 職	摘 要
委員長	くすのき 楠 しげき 茂 樹	筑波大学人文社会系教授	
委 員	まつしま 松島 かくや 格也	京都大学防災研究所特定教授	
	つねみね 常 峰 かずこ 和 子	公認会計士	
	みたに 三 谷 しげる 茂	記者（元京都新聞論説委員）	
	あほ 安保 よしひろ 嘉博	弁護士	

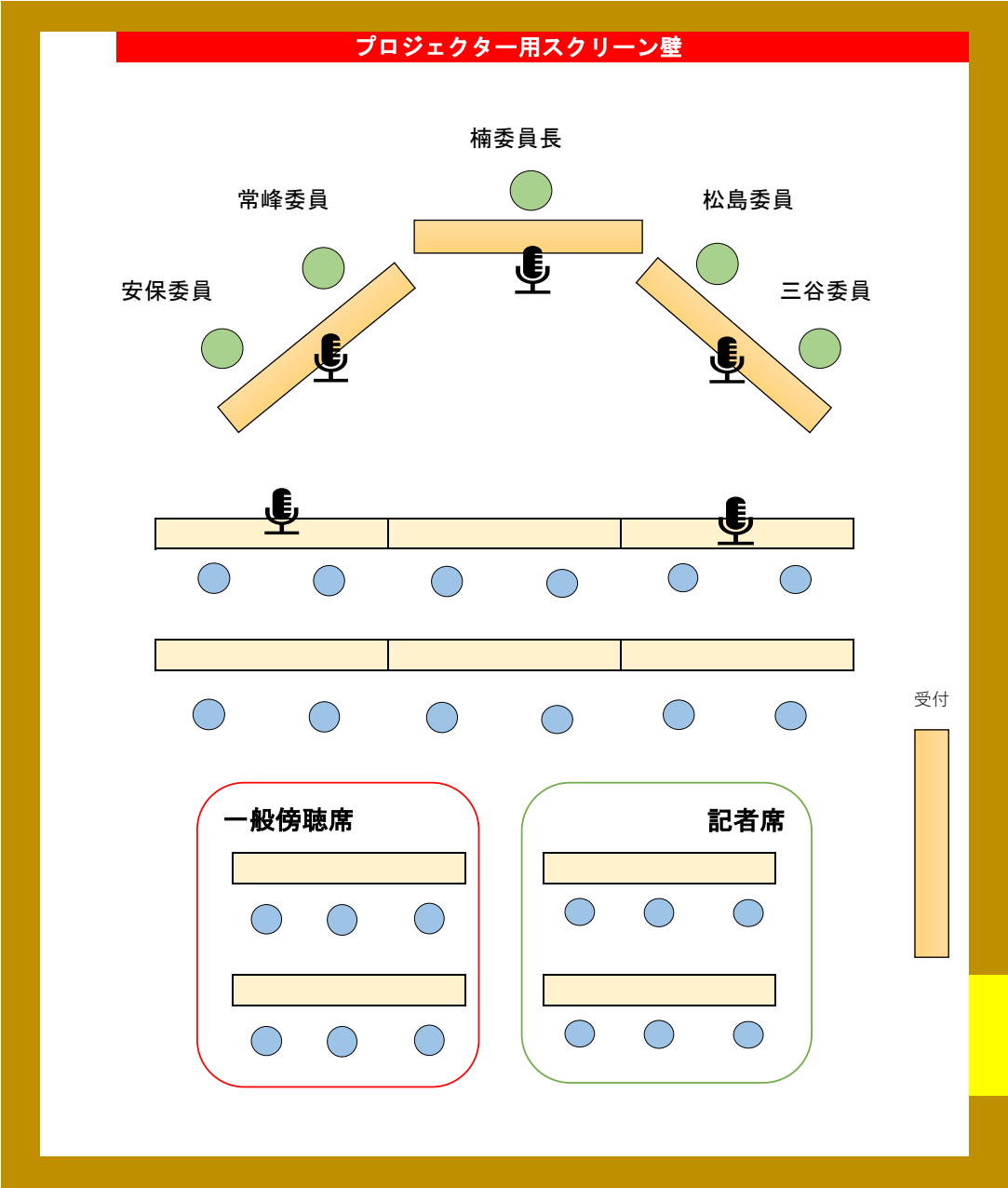
任期：令和5年10月13日～令和7年10月12日（敬称略、委員は五十音順）

令和 7 年度第 1 回入札制度等検討委員会 座席図

日時：令和 7 年 5 月 15 日

場所：京都経済センター

6 階 6－A 会議室



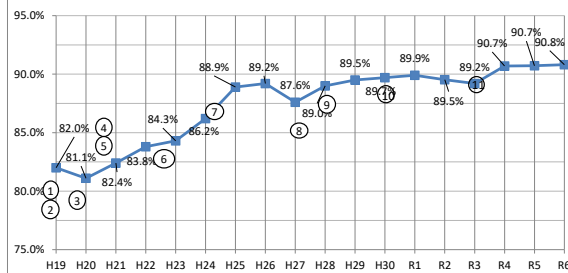
公契約大綱の運用状況について

建設工事の入札状況の推移

契約件数・平均落札率・平均参加者数 及び くじ引き・失格発生状況(競争入札に付した予定価格が250万円超の建設工事が対象(同期間内に契約したもの:紙入札を含む))

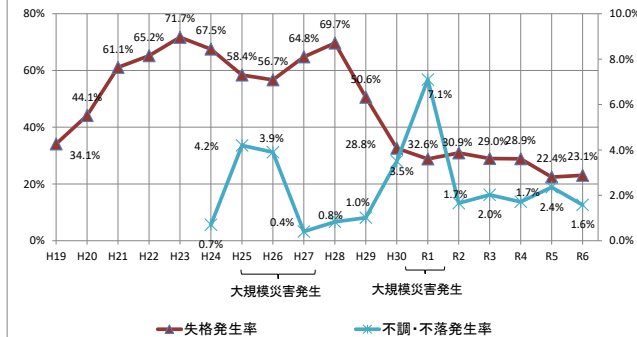
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
契約件数	1,842	1,625	1,564	1,706	1,487	1,316	1,307	1,530	1,329	1,237	1,197	1,084	1,195	1,237	1,086	1,139	1,109	1,061	1,014
平均落札率	90.4%	82.0%	81.1%	82.4%	83.8%	84.3%	86.2%	88.9%	89.2%	87.6%	89.0%	89.5%	89.7%	89.9%	89.5%	89.2%	90.7%	90.7%	90.8%
平均参加業者数	10.0	14.3	15.3	15.6	16.8	17.2	15.1	11.3	10.5	13.0	15.1	14.3	11.4	10.8	13.6	15.1	14.6	15.7	14.6
不調・不落発生件数 (発生率)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	9 (0.7%)	64 (4.2%)	52 (3.9%)	5 (0.4%)	10 (0.8%)	11 (1.0%)	42 (3.5%)	88 (7.1%)	18 (1.7%)	23 (2.0%)	20 (1.8%)	26 (2.5%)	16 (1.6%)
くじ引き発生件数 (発生率)	23 (1.2%)	79 (4.9%)	167 (10.7%)	399 (23.4%)	466 (31.3%)	228 (17.3%)	158 (12.1%)	125 (8.2%)	118 (8.9%)	216 (17.5%)	406 (33.9%)	647 (59.7%)	643 (53.8%)	607 (49.1%)	607 (55.9%)	710 (62.3%)	664 (59.9%)	676 (63.7%)	634 (62.5%)
失格発生件数 (発生率)	123 (6.7%)	554 (34.1%)	690 (44.1%)	1,042 (61.1%)	970 (65.2%)	943 (71.7%)	882 (67.5%)	893 (58.4%)	754 (56.7%)	801 (64.8%)	834 (69.7%)	548 (50.6%)	389 (32.6%)	356 (28.8%)	336 (30.9%)	330 (29.0%)	320 (28.9%)	238 (22.4%)	234 (23.1%)
全者失格件数 (発生率)	— —	— —	— —	— —	— —	3 (0.2%)	13 (1.5%)	25 (2.7%)	24 (3.2%)	10 (0.8%)	11 (0.9%)	10 (0.9%)	12 (1.0%)	13 (1.1%)	6 (0.6%)	14 (1.2%)	8 (0.7%)	6 (0.6%)	2 (0.2%)
総合評価実施件数 (実施率)	— —	— —	— —	169 (9.9%)	217 (14.6%)	250 (19.0%)	200 (15.3%)	198 (12.9%)	293 (22.0%)	216 (17.5%)	239 (20.0%)	131 (12.1%)	218 (18.2%)	229 (18.5%)	197 (18.1%)	207 (18.2%)	251 (22.6%)	254 (23.9%)	213 (21.0%)
公契約大綱に基づくダンピング対策等	①「京都府公共調達の改善の骨子(中間報告)」に基づく入札制度改革 H19.3 ② 一般競争入札を1千万円以上に拡大 応札可能者30者以上 H19.4 イ 指名競争入札の指名業者数の拡大(10者→20者)																		
	③最低制限価格等の見直し H20.12 ④最低制限価格設定対象工事の拡大 H21.7 ⑤最低制限価格等の見直し H22.1 ⑥最低制限価格等の見直し H23.12 ⑦最低制限価格等の見直し H25.5 ※下線部については、諸経費率改定の影響 ⑧最低制限価格等の見直し H28.4 ⑨最低制限価格等の見直し H29.4 ⑩最低制限価格等の見直し R01.5 ⑪最低制限価格等の見直し R04.4																		

平均落札率の推移

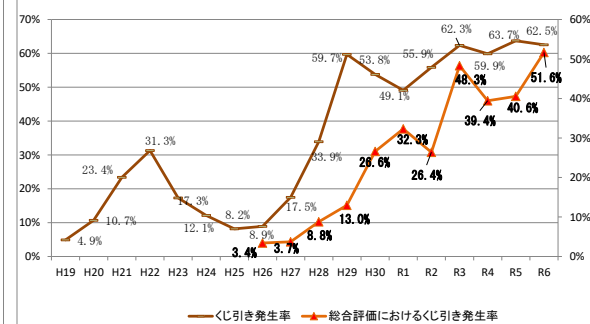


※○数字は京都府の取組

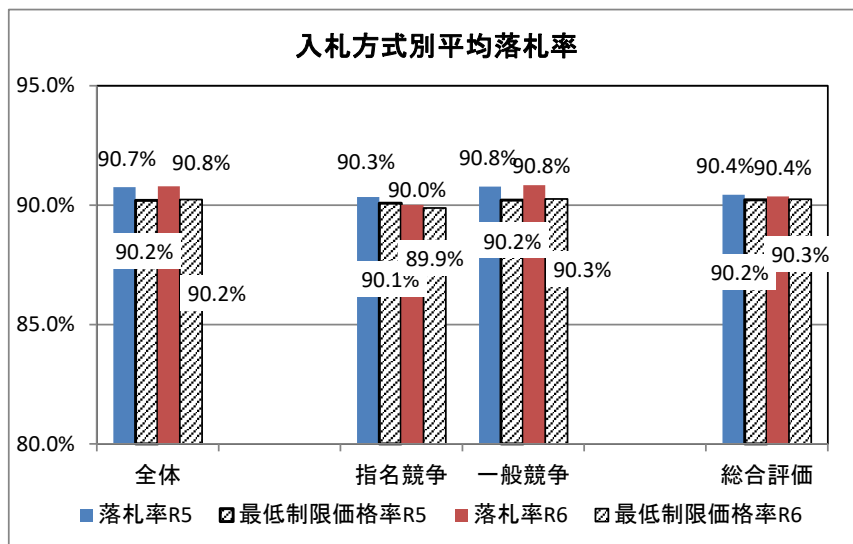
失格発生率及び不調・不落発生率の推移



くじ引き発生率及び総合評価競争入札におけるくじ引き発生率の推移



◆入札状況分析(1)



総合評価には地域貢献優先型を含む

発注件数

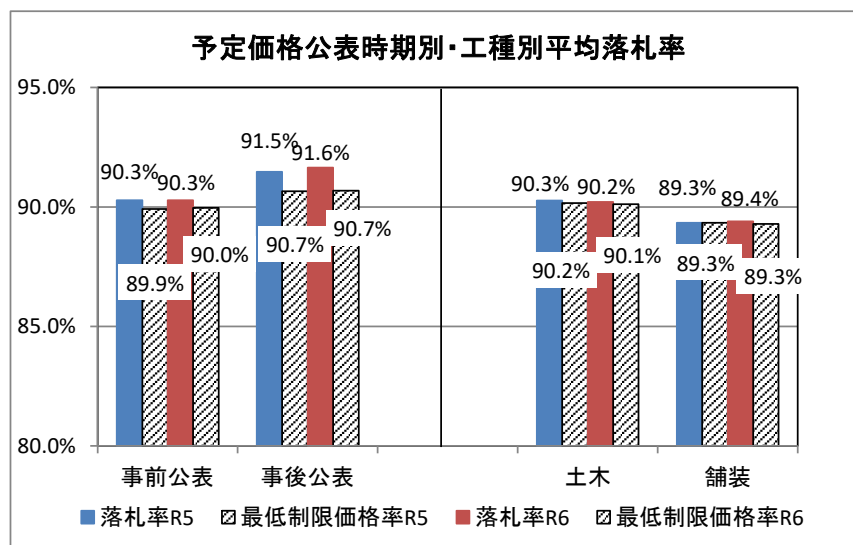
(R5) 1061件
↓ -47件(4.7%)
(R6) 1014件

落札率

(R5) 90.7%
↓ +0.1
(R6) 90.8%

最低制限価格率

(R5) 90.2%
↓ ±0
(R6) 90.2%

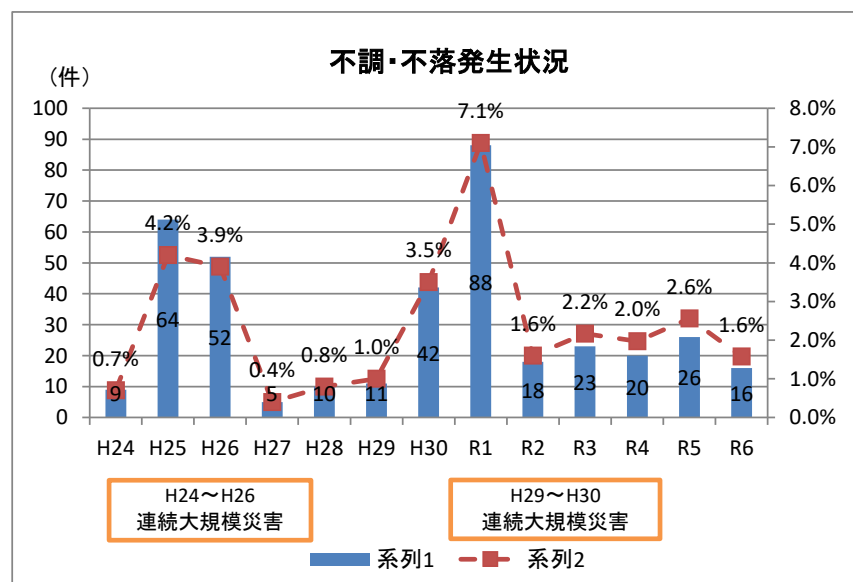


落札率(土木)

(R5) 90.3%
↓ -0.1
(R6) 90.2%

落札率(舗装)

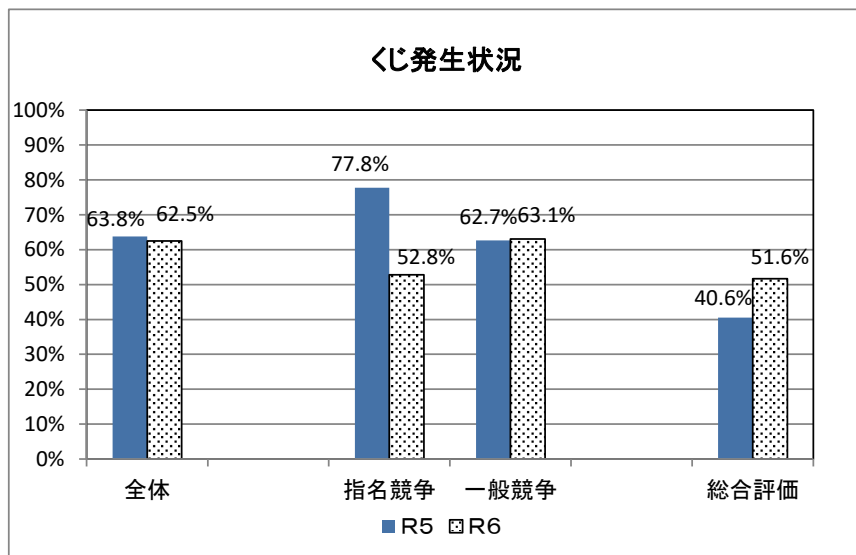
(R5) 89.3%
↓ +0.1
(R6) 89.4%



不調・不落状況

(R5) 26件, 2.6%
↓
(R6) 16件, 1.6%

◆入札状況分析(2)



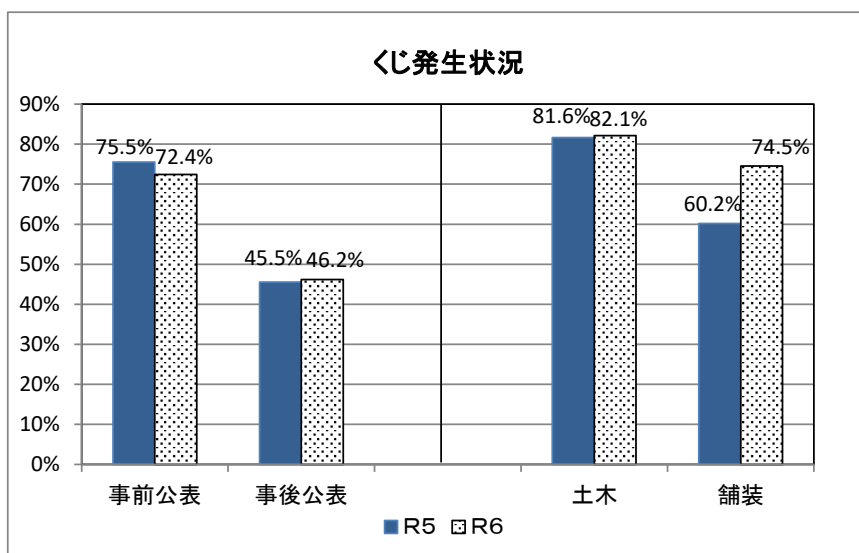
総合評価は地域貢献優先型を除く

くじ発生率

(R5) 63.8%
↓ -1.3
(R5) 62.5%

くじ発生率(総合評価)

(R5) 40.6%
↓ +10.8
(R6) 51.4%



くじ発生率(土木一式)

(R5) 81.6%
↓ +0.5
(R6) 82.1%

くじ発生率(舗装)

(R5) 60.2%
↓ +14.3
(R6) 74.5%

《 考 察 》

- ・発注件数は前年比4.7ポイント減少
- ・落札率及び最低制限価格設定率は、令和4年4月に調査基準価格及び最低制限価格の設定基準を改正したことにより、それぞれ高水準を維持
- ・落札額と最低制限価格との差は依然縮小傾向で、最低制限価格付近での競争が継続
- ・特に、土木一式工事や舗装工事では引き続き激しい競争
- ・不調・不落の発生状況は前年比0.9ポイント減少
- ・全体におけるくじ発生率は前年比1.3ポイント減少
- ・総合評価方式におけるくじ発生率は前年比10.8ポイント上昇で、全体と比較すると10.9ポイントの差

予定価格の事後公表の試行状況について (R4.4～R7.3)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表	事前公表	事後公表
件数	715	394	646	415	631	383
平均落札率	90.4%	90.7%	90.3%	91.5%	90.3%	91.6%
平均参加者数	14.7	14.5	15.2	13.3	15.4	13.2
くじ発生率	67.8%	45.4%	75.5%	45.5%	72.4%	46.2%
失格発生率	31.9%	23.4%	25.5%	17.8%	25.7%	18.8%
平均失格者数	3.4	4.0	2.3	5.0	2.8	3.0

※対象:競争入札に付した予定価格が250万円超の建設工事(同期間内に契約したもの:紙入札を含む)

※平均失格者数:失格が発生した案件における失格者数の平均値

発注類型別一覧表

対象: 予定価格250万円超の競争入札に付した建設工事

営業 所在地	類型 番号	発注工事内容	件数									
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
府内・府外	1	鋼橋やPC橋等の橋梁上部工や消化ガスタンク等の専門工事	14	11	9	12	5	10	11	9	10	6
	2	技術的難易度が高いトンネル工事	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0
	3	法面処理、特殊舗装等工事のうち特殊機械や専門技術を要するもの	21	12	9	7	13	11	8	6	3	3
	4	特殊機器(設計やシステム開発を伴うもの)の工場製作を含む設備工事及びその点検・修繕工	95	110	82	96	88	71	94	72	79	72
	5	重要文化財建造物の保存修理工事のうち高度で特殊な技術を要するもの	13	20	22	27	20	16	18	16	13	23
	7	府内に施工できる企業がないか極めて少ない「個別」の工事	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	8	WTO対象工事	1	1	3	1	1	2	0	4	0	0
小計			145	155	126	143	127	112	132	108	106	105
府内	9	施工可能な府内企業が少数であるが、府内企業のみに入札参加を認める工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空欄	従来の府内向け発注	1,092	1,042	958	1,052	1,110	974	1,007	1,001	955	909
合計			1,237	1,197	1,084	1,195	1,237	1,086	1,139	1,109	1,061	1,014
府内発注率			88.3%	87.1%	88.4%	88.0%	89.7%	89.7%	88.4%	90.3%	90.0%	89.6%

公契約大綱等の見直しに向けた検討について

公契約大綱の概要

公契約大綱の基本方針とその運用

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、「公正な競争」、「地域経済の配慮」、「安心・安全の確保」のバランスが取れた入札契約制度を構築

①健全な競争環境の下での適正な契約を確保する取組

- (1) 透明性、公平性、競争性を確保
- (2) 適正な工期設定
- (3) 施工時期の平準化
- (4) コンプライアンス対策
- (5) ダンピング対策
- (6) 緊急性に応じた入札契約制度の活用

②地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

- (1) 府内企業への発注の徹底
- (2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- (3) 総合評価競争入札の活用
- (4) 事業費の入札執行残分の有効活用
- (5) 生産性の向上
- (6) 暴力団や不良不適格業者の排除
- (7) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

③下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

- (1) 元請下請関係の適正化
- (2) 重層的な下請構造の改善

④事業活動における社会貢献を確保する取組

- (1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価
- (2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

● 公契約大綱の取組の現状

1 健全な競争環境の下で適正な契約を確保する取組	具体的な取組
(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組	・一般競争入札を基本とし、予定価格1000万円未満の建設工事は原則指名競争入札 ・一般競争入札では参加可能業者数を原則30者以上となるよう要件を設定 ・工事の指名競争入札では原則20者を指名し、指名理由を公表 ・入札事務を発注組織から分離 ・公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施 ・建設工事における電子入札の全面实施
(2) 適正な工期を設定する取組	・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づいた適正な工期で契約締結 ・週休2日の現場閉所を行う工事を試行 ・契約締結後においても必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴い請負代金の額や工期を適切に変更 ・労働力や工事の資機材確保のため、フレックス工期制度を活用
(3) 施工時期を平準化する取組	・建設工事において繰越明許費や債務負担行為を活用し、翌年度にわたる工期を設定 ・主な建設工事において中長期的な発注見通しを公表し、計画的に発注 ・測量等業務委託において発注見通しを公表し、計画的に発注
(4) コンプライアンス対策の取組	○情報漏洩の未然防止の取組 ・行動指針を定め、発注担当職員と事業者等の接触を制限 ・発注担当職員以外の入札情報へのアクセスを制限 ・決裁ルートを必要最小限とする。 ・最低制限価格の算定において補正係数を導入 ・外部からの問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務化 ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。 ・電話録音機の導入
	○組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識の醸成 ・各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、取組の実施状況を点検、職員への指導を徹底 ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者（発注に係る決裁に関与しない者から選任） ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくり（職員指導、階層別入札契約担当者向け研修、相談員や内部通報制度の活用） ◆毎年、発注担当職員や工事関係者向け研修を実施 R6年度：延べ 7回開催
	○不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化） ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対して、指名停止期間を大幅に延長し運用 ・懲戒処分の対象となる行為の明確化
(5) ダンピング対策の取組	・公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用 ・最新の中央公契連のモデル式に現場状況を反映させた最低制限価格（調査基準価格）算定基準を採用 ・建設工事の積算内訳書チェックを厳格化 ・建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行 ・低入札調査基準価格を下回った場合の厳格な調査と制度見直しの検討 ・測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格の設定(H26.10追加) ◆建設工事の平均落札率 H23年度：84.3%⇒R6年度：90.8% ◆測量等業務の平均落札率 H26.11まで：82.0%⇒R6年度：86.1%
(6) 災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組	・災害時等においては、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、緊急性に応じた入札・契約方法を選択 ・一時的に需給がひっ迫し、労務や資機材等の積算に使用する価格と取引価格がかい離している恐れがある場合、見積徴取の上、予定価格を設定

● 公契約大綱の取組の現状

2地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組	具体的な取組
(1) 府内企業への発注の徹底	・原則、府内企業に発注する運用を徹底 ・施工可能な業者が府内にない又は極めて少数の場合に限り、府外企業の参加を認め、該当工事については別途第三者委員会にてチェックし、公表 →WTO案件や特殊・専門工事で施工可能な業者が府内にない又は極めて少数なことが客観的に明確なもの(第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査)は、実施状況を第三者委員会へ報告 →上記以外で府外企業の参加を認める場合は、第三者委員会で審査 ・下請負先を原則府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施 ・府外企業を下請負とする場合は理由書を徴取
(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価	・建設企業の格付けにおける主観点で加点 ・優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定 ・特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行
(3) 総合評価競争入札の活用	・地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化 ・災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行
(4) 事業費の入札執行分の有効活用	・建設工事の事業費について、入札執行残分を地域事業に還元
(5) 生産性向上	・情報通信技術の活用等により工事に関する情報の集約化・可視化を推進、情報共有の活用等により作業を効率化 ・ICT活用工事を実施した受注者を工事成績評定で評価
(6) 暴力団や不良不適格業者の排除	・下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底 ・立入調査、現場点検の厳格な実施により、不良不適格業者を排除
(7) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大	・中小企業官公需特定品目の調達において、府内中小企業に限定した入札を実施(H26.10追加) ◆R6年度実施件数:1,870件
3下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組	具体的な取組
(1) 元請下請関係の適正化	・労働関係法令等の遵守を契約(下請契約を含む)に明記 ・「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(元下指針)を策定し、遵守を契約で義務化 ・契約遵守窓口の開設 ・すべての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。 ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約解除、指名停止等の措置 ・関係機関(関係法令の処分権限者)との連携強化 ◆毎年、発注担当職員や工事関係者向け研修を実施 R6年度:延べ2回開催、195人参加
(2) 重層的な下請構造の改善	・特殊・専門工事を除き、下請負は建築工事は3次まで、それ以外の工事は2次までとする。 ・重層化する場合は理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求める。
4事業活動における社会貢献を確保する取組	具体的な取組
(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価	・障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達 ・建設企業の格付けにおける主観点で加点 ◆H24.4から地域貢献企業への物品調達実施 R6実施件数:5件
(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価	・グリーン入札(環境配慮企業からの物品の優先調達)の推進 ◆R6実施件数:6件 ・建設企業の格付けにおける主観点で加点

公契約大綱の見直し(素案)

◎公契約大綱見直しの背景

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法が令和6年6月に改正された。

これを受けて、公契約における受発注者関係の更なる適正化等へ向けて取組の拡充を行うものについて、大綱に反映させるため見直しを行う。

◎公契約大綱の見直しの内容

担 い 手 確 保	①処遇改善・価格転嫁対策	
	○適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止 ○能力に応じた適切な処遇の確保	
	反映内容	・見積書・入札金額内訳書における適切な労務費の確保 ・低入札価格調査制度の厳格化の試行(従前は制度の検証、見直し) ・スライド条項に基づく適切な請負代金変更
	②働き方改革・環境整備の推進	
生 産 性 向 上	○休日の確保の推進	
	反映内容	・「工期に関する基準」に基づく適正な工期の確保 ・週休2日制工事の実施(従前は試行)
	③新技術の活用等による生産性の向上	
	○調査等や発注から維持管理までのICT活用 ○脱炭素化の推進	
地 域 に お け る 対 応 力 強 化	反映内容	・建設キャリアアップシステム等活用による施工体制の確認 ・建設企業の格付けにおいて評価
	④適切な入札条件等での発注の推進	
	○地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模による発注等	
	反映内容	・応札可能者数等の見直し
	⑤災害対応力の強化	
	○災害工事での労災保険契約の締結促進	
	反映内容	・工事中の第三者損害への保険加入の促進

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

公契約大綱

はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注)この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

III 府が取り組むべき内容

上記Ⅱの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。
なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期等を設定します。
- ◆翌年度にわたる工期の設定など必要に応じた取組により施工時期を平準化します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダ

ンピング) への対応を強化します。

◆災害時等において緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を活用します。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。

◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。

◆情報通信技術の活用等により生産性を向上します。

◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。

◆入札執行残分を地域の事業に還元します。

◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。

◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。

◆物品調達において、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

◆労働関係法令等の遵守を徹底します。

◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。

◆重層的な下請構造を改善します。

4 事業活動における社会貢献の確保

◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。

◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。

◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。

・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底

・不適正事案における調査への協力

・下請重層化の抑制

2 事業活動における社会貢献の実施

◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。

◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。

◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDCAサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

【別 紙】

1 健全な競争環境の下で適正な契約を確保する取組

(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
- 建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。
- 入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施する。
- 建設工事について電子入札を全面的に実施する。

(2) 適正な工期を設定する取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、適正な工期で契約を締結する。
- 週休2日の現場閉所を行う工事を試行する。
- 契約締結後においても、設計図書に示された施工条件と実際の現場の不一致、予期せぬ特別な事態の発生など受注者の責によらない事由が生じ、必要と認められるときは、受発注者協議の上、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。
- 労働力や工事の資機材確保のため、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択できるフレックス工期制度を活用する。

(3) 施工時期を平準化する取組

- 建設工事において繰越明許費や債務負担行為を活用し、翌年度にわたる工期設定を行う。
- 主な建設工事において中長期的な発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。
- 測量等業務委託において発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。

(4) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
 - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。(業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録)
 - ・発注担当職員以外の入札情報(設計額、予定価格等)へのアクセスを制限する。
 - ・決裁ルートを必要最小限とする。
 - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
 - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。(非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告)
 - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
 - ・電話録音機を導入する。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
 - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
 - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者(発注に係る決裁に関わらない者から選任)を設置する。
 - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。(管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内

部通報制度の活用)

- 不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図る。
 - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。（最大36箇月）
 - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

(5) ダンピング対策の取組

- 公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- 建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- 建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
 - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏まえ制度の見直しを検討する。
- 測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。

(6) 災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

- 災害時等においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工事等については随意契約を、その他の災害復旧工事等については指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じた入札・契約方法の選択に努める。
- 災害等発生後、一時的に需給がひっ迫し、労務や資機材等の調達環境に変化が生じ、積算に使用する価格と実際の取引価格がかい離しているおそれがある場合等においては、見積を徴取し予定価格を設定する。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

(1) 府内企業への発注の徹底

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
 - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの（第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査）については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
 - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査する。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。
- 優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- 特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。（応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保）

(3) 総合評価競争入札の活用

- 地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。

- 災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。
- 中長期的な公共工事の品質確保等のため、工事の性格や地域の実情等に応じ、若手技術者の配置等を評価する工事を試行する。

(4) 事業費の入札執行残分の有効活用

- 建設工事の事業費について入札執行残分を地域の事業に還元する。

(5) 生産性向上の取組

- 情報通信技術の活用等により、工事に関する情報の集約化・可視化を推進し、受発注者間の情報共有システムの活用や検査書類の簡素化等により作業の効率化を図る。
- 施工段階における情報通信技術の活用を促進するため、ICT活用工事を実施した受注者に対し、工事成績評価において評価する制度を試行する。

(6) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

(7) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

- 物品のうち、官公需法に基づく中小企業官公需特定品目の調達において、経済性を考慮した上で、府内中小企業に限定した入札を実施する。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

(1) 元請下請関係の適正化

- 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
 - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
 - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
 - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
 - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

(2) 重層的な下請構造の改善

- 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
 - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

4 事業活動における社会貢献を確保する取組

(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- 障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- グリーン入札（環境配慮企業からの物品の優先調達）を推進する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

建設工事競争入札参加資格制度 と社会情勢の変化について

令和7年5月15日

指導検査課

H23年度 入札契約制度改正の振り返り（1）

（当時の目的）：全体の仕事量が減る中、技術者を雇用し建設機械を保有するなど、『技術と経営に優れ、誠実で成長志向を持ち、安定して地域に貢献できる』優良な企業を積極的に維持し、育成する

主な課題と見直しの方向(H23)

【主な課題】

- ① 建設企業数の供給過剰状態
▶公共投資の大幅減少に対し、企業の減少幅が追隨していないため、少ないパイの奪い合いで、競争が激化
- ② 地域に貢献する優良企業が疲弊
▶公共投資の減少に伴う発注ロットの減少に連動し、利益率が低下し優良企業ほど経営が悪化
- ③ 同価入札によるくじ引きの増加
▶価格競争の激化により最低制限価格付近に応札が集中



【見直しの方向】

- 【1】技術力や経営力、地域貢献をしっかりと評価し、企業数を絞込むと共に企業を適正に選別
- 【2】先導的役割を担い、安定して地域に貢献する上位等級企業の受注機会を拡大
- 【3】小規模企業でも地域に貢献している企業の受注機会を確保
- 【4】価格だけの競争ではない総合評価競争入札の拡充

具体的な対応策(H23～)

- ① 等級の大括りと発注標準の見直し
→等級区分を減らすと共に区分点を引き上げ、上位等級業者数を絞り込み、全体として緩やかなピラミッド状の企業分布
→企業数全体の絞り込み、V等級を入札参加対象としない運用（将来的には入札参加可能企業数の半減(H22:1300 → 700)を想定）
→等級が上がるごとに発注標準幅が拡大し、成長志向企業にインセンティブを付与
→S等級への優遇策として、従来JVでの参加に限られる大規模工事に、単体での参加を認める
- ② 主観点の拡大
→社会性や技術力の観点から府の求める企業の評価を充実
□安心・安全に資する建設業労働災害防止協会への加盟、不当要求防止責任者講習の受講（H23実施）
□建設機械保有、建設機械運転技術者雇用などの拡大検討
- ③ 激変緩和措置の終了
→実力を伴わずに上位等級に留まる企業を選別し、現行経審制度に沿った適正な企業評価
→H22 措置業者は、原則、H23格付で1等級降格の上、新格付に移行
- ④ 総合評価競争入札の更なる拡充
→小規模工事に拡大（評価項目を絞り込み、簡易型で1千万円に拡大）
→災害等緊急対応実績、自社施工率等を評価項目に加える『地域貢献型総合評価』の創設検討
→技術力向上を評価するCPD（技術者の継続教育）を加点

H 2 3 年度 入札契約制度改正の振り返り（2）

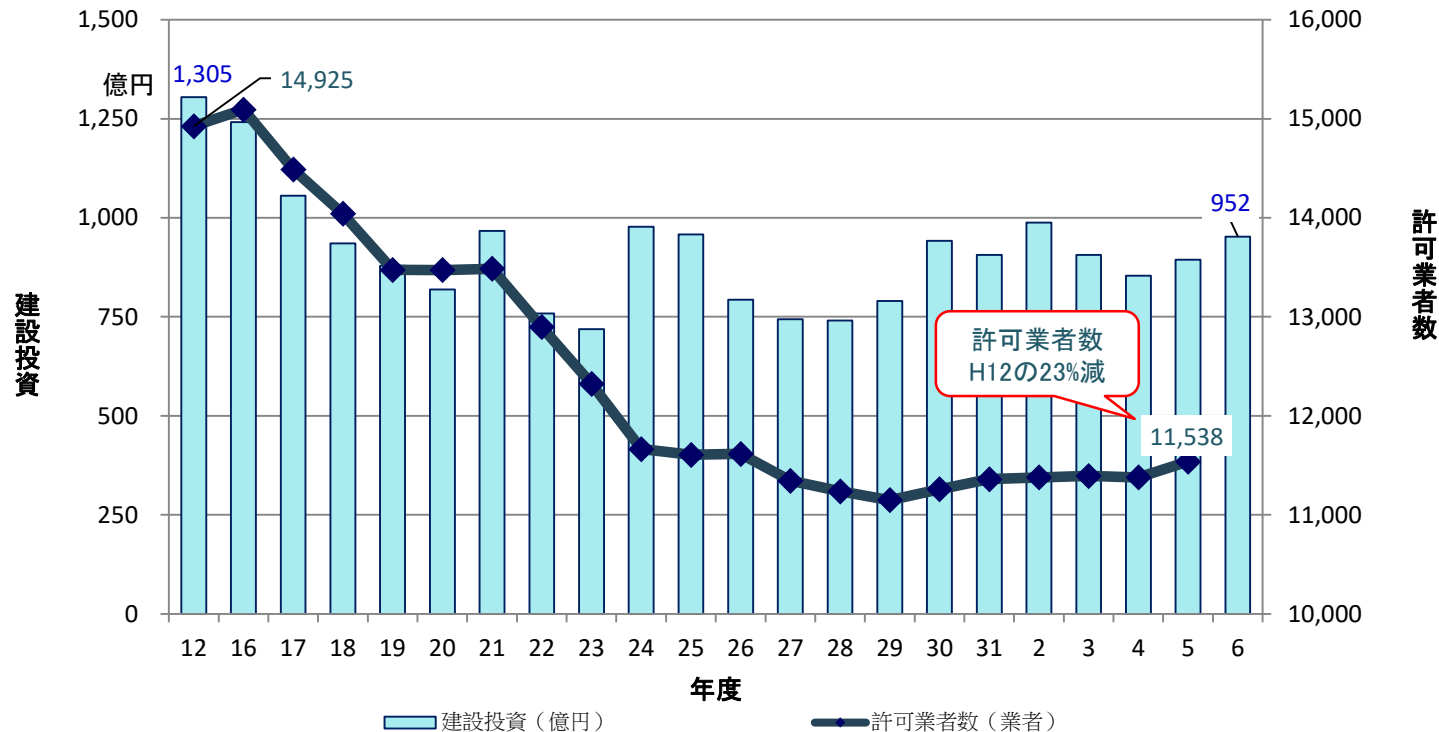
課題 1 「建設企業数の供給過剰状態」に関する状況変化・検証

当時、建設事業費の減少局面にあり、今後も減少していくと想定

▷ 国土強靱化等の予算措置により建設事業費を確保

平成23年度まで減少傾向であったが、その後回復基調に転じた

許可業者数は、ピーク時から大幅に減少するも平成23年度以降は微減



- ・ 建設投資については、建設交通部最終予算額
- ・ 許可業者数は、建設業許可業者数調査の結果について（国土交通省 土地・建設産業局 建設業課）より

図1 建設投資及び許可業者数の推移（京都府）

H 2 3 年度 入札契約制度改正の振り返り（3）

課題 1 「建設企業数の供給過剰状態」に関する状況変化・検証

当時、建設事業費の減少局面にあり、1者あたり工事費が更に減少していくと想定

▷国土強靱化等の予算措置により建設事業費を確保

1者あたり工事費が平成14年度水準まで回復

当時、入札参加可能企業数の半減（H23:1300→700）を想定

▷減少傾向はみられるものの、想定していた水準までは未到達（R4:約1050）

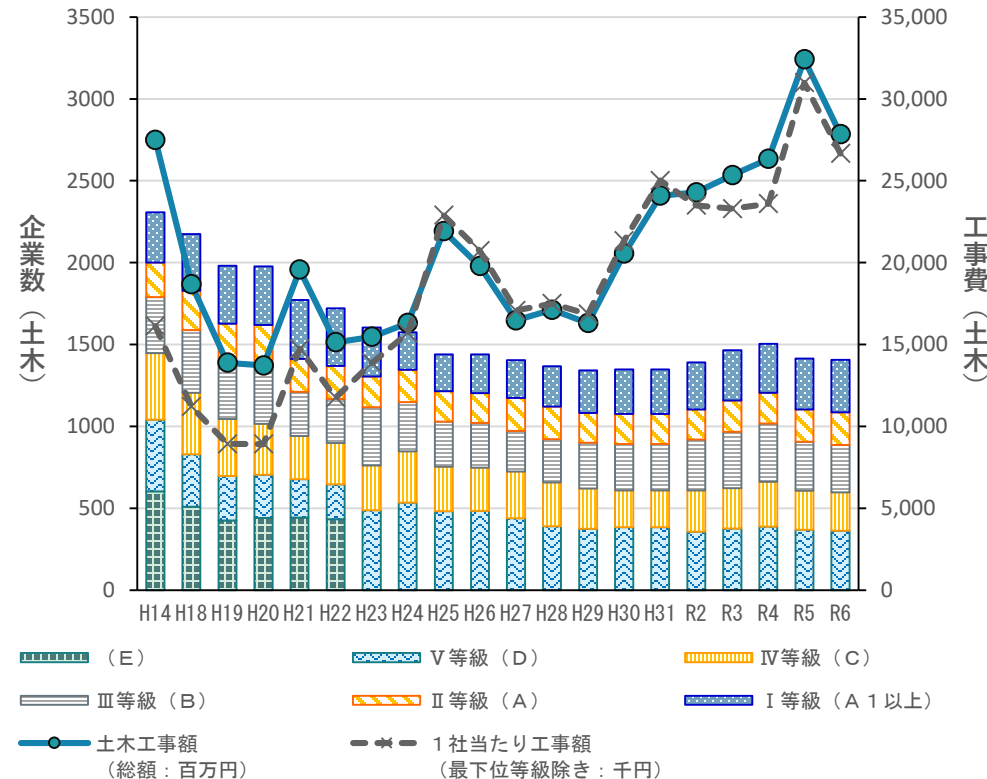


図2 建設企業数と工事費（土木）

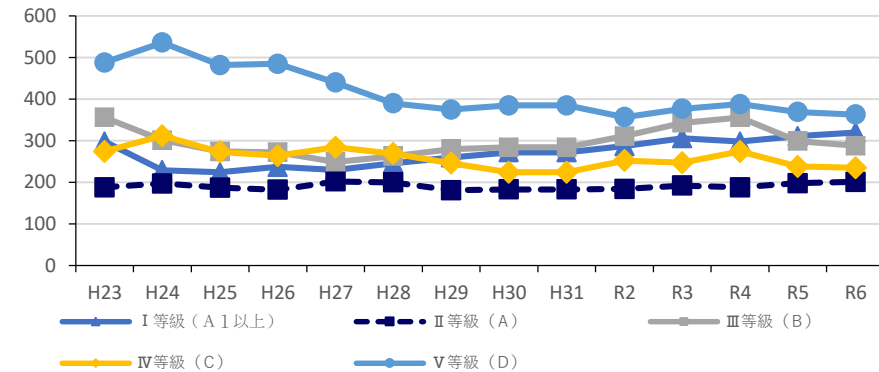


図3 府内入札参加資格企業数推移（土木）

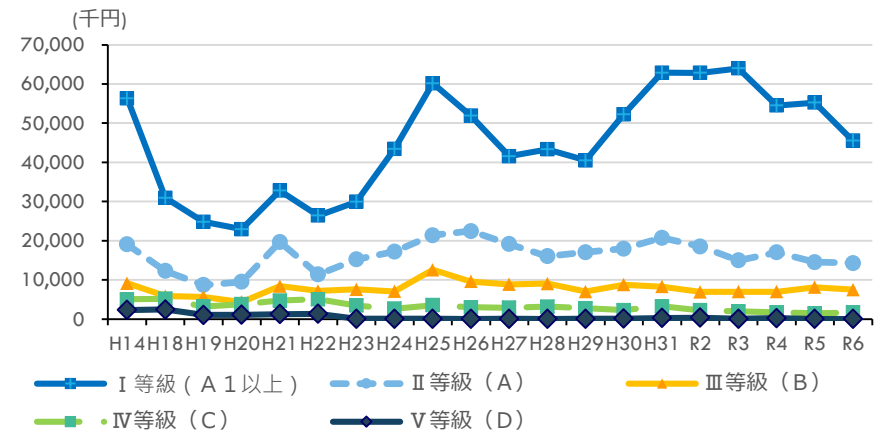


図4 1者あたり工事費の推移

H 2 3 年度 入札契約制度改正の振り返り（４）

課題2 「地域に貢献する優良企業の疲弊」に関する状況変化・検証

当時、営業利益率がマイナスに転じ、建設産業全体が危機的な状況

- ▷ 公契連モデルの見直しによる調査基準価格の引き上げ、低入札調査の厳格化等のダンピング対策強化 等を実施
- ▷ 品確法に基づく技能労働者の処遇改善を図る環境整備
 - ▷ 平均落札率の上昇
 - ▷ 営業利益率が黒字回復
 - ▷ 労務単価の大幅な上昇（R7.3改訂時点では底値のH24水準から約79%の上昇）

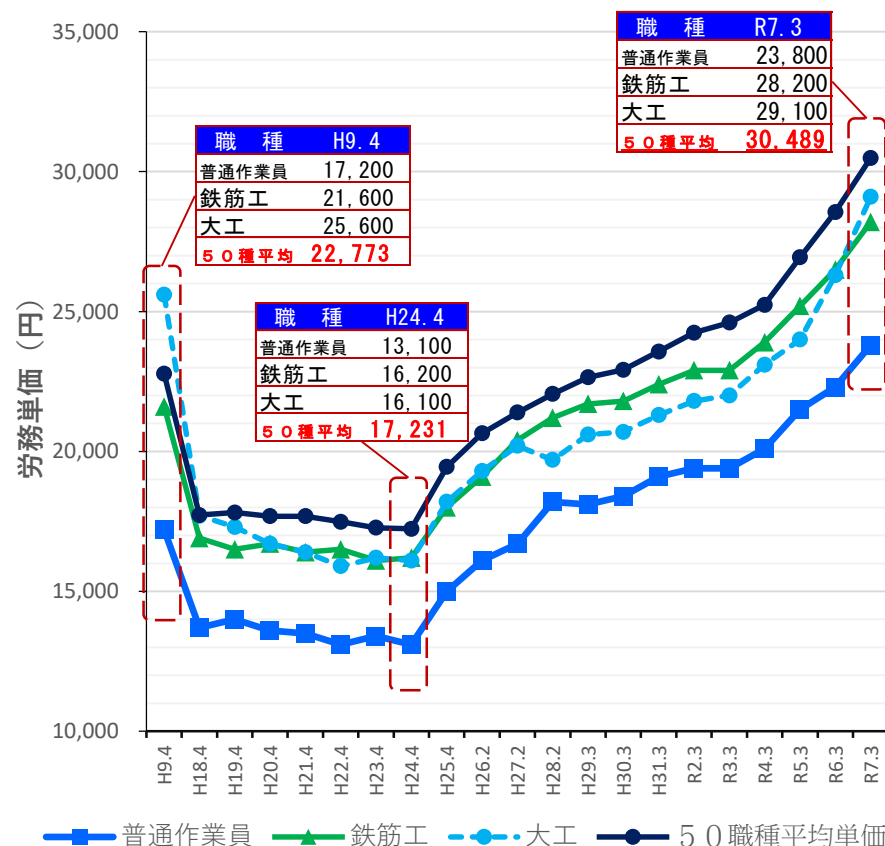
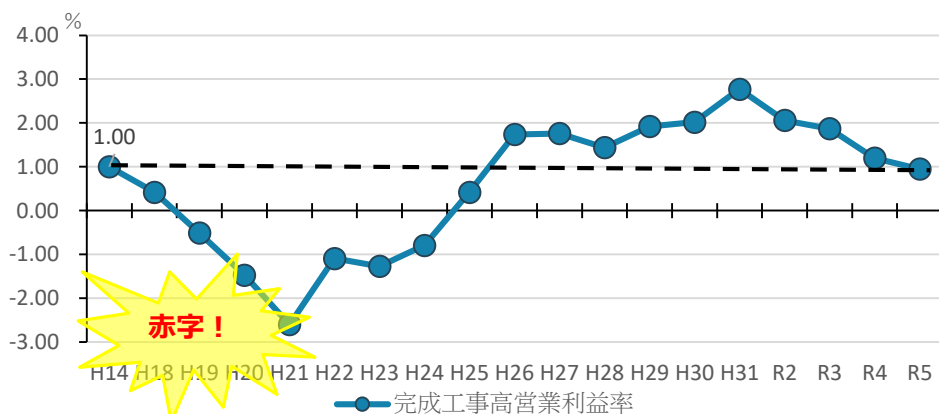
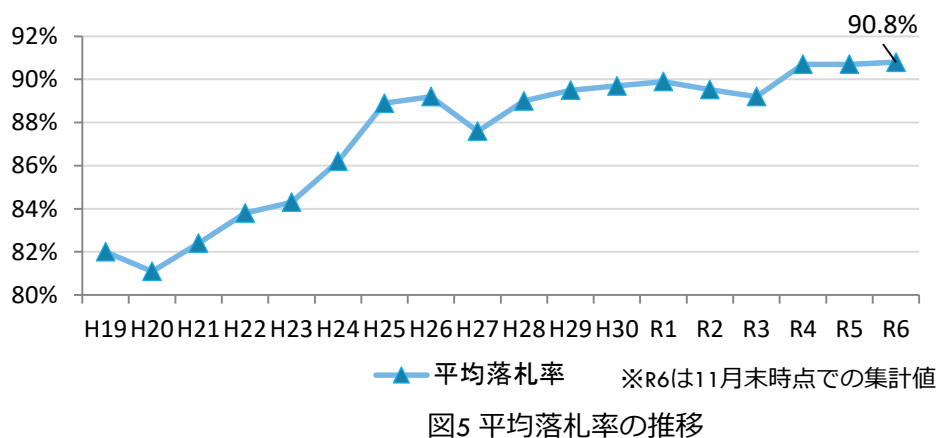


図7 労務単価の推移 (京都府)

H 2 3 年度 入札契約制度改正の振り返り（５）

課題3 「同価入札によるくじ引きの増加」に関する状況変化・検証

当時、価格競争の激化に伴う最低制限価格付近への応札集中が問題

＜対策＞ 総合評価落札方式の拡充等

- ▷ 全体のくじ引き発生率は「積算参考資料の公表(H26)」 「概略発注制度の創設(R1)」等の影響により上昇
- ▷ 総合評価のくじ引き発生率は、価格競争と比して低い水準（R5：価格競争70.9% ←→ 総合評価37.3%）
- ▷ （比較的くじ引き発生率が低い）総合評価を積極的に採用することで対策（H24:15.3%→R5:21.5%）

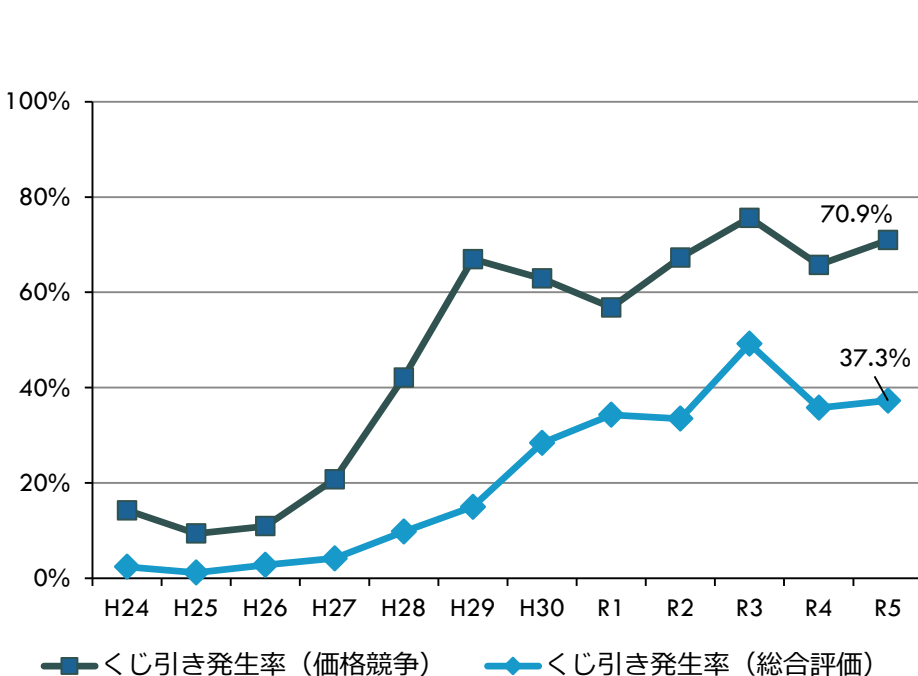
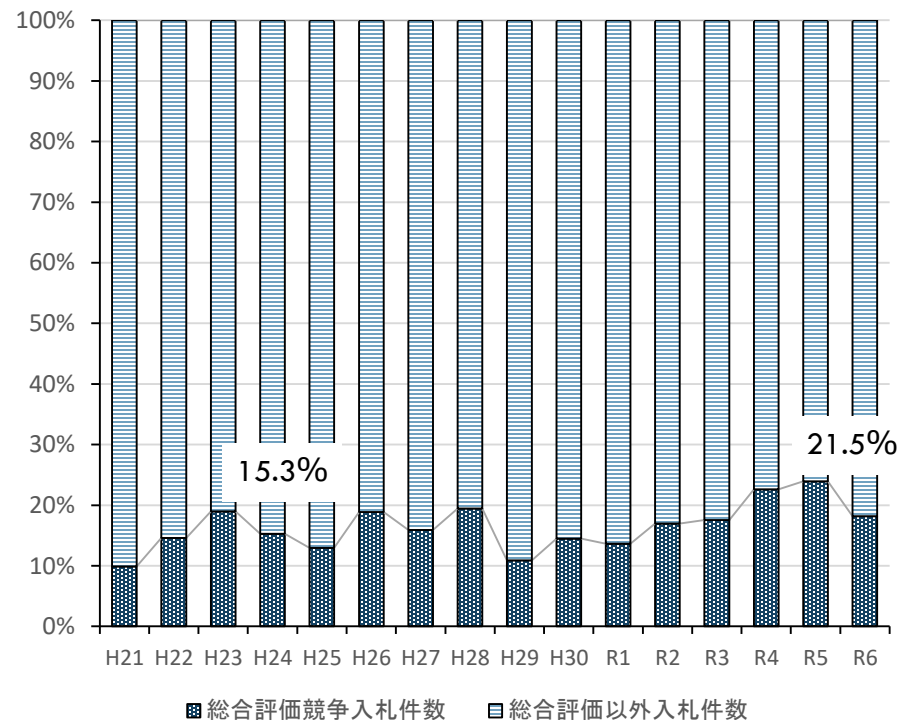


図8 総合評価競争入札とくじ引き発生率の推移



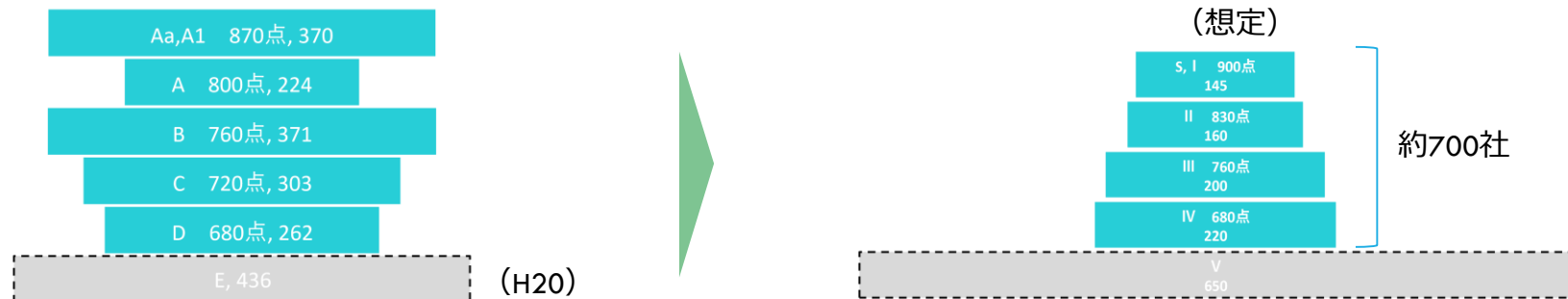
※R6は11月末時点での参考集計値
図9 総合評価方式の採択率の推移

等級別企業分布の変化

等級別企業分布の変化と検証

- H23年度当時、「建設事業費の減少局面」にて制度設計
 - ▷ 等級区分点の見直し ⇒ ピラミッド状の企業分布へ変化すると想定
 - 以降、建設事業費の回復 ⇒ 経営事項審査の客観点（P点）が増加 <平均+50点>
 - ▷ 技術力・経営力に優れた企業が増加 ➡ 最上位等級の企業数が想定以上に増加
 - ▷ 上位企業群の成長意欲を阻害（上位企業群が「更なる高み」を目指すインセンティブがない）
- ➡ **等級区分点の見直し（及び発注標準の点検）が必要**

当時の目標（想定） ※土木一式の例



実績

H24	等級区分点 (総合点)	昇降格要件 完工高	許可区分	企業数 企業数[A]
S/ I	900 ~		特定	230
II	830 ~ 899		特定	197
III	760 ~ 829			301
IV	680 ~ 759			304
V	~ 679			536

R4	等級区分点 (総合点)	昇降格要件 完工高	許可区分	企業数・平均点	
				企業数[A]	平均総合点
S/ I	900 ~		特定	313	1,005
II	830 ~ 899		特定	192	879
III	760 ~ 829			307	823
IV	680 ~ 759			220	734
V	~ 679			375	606

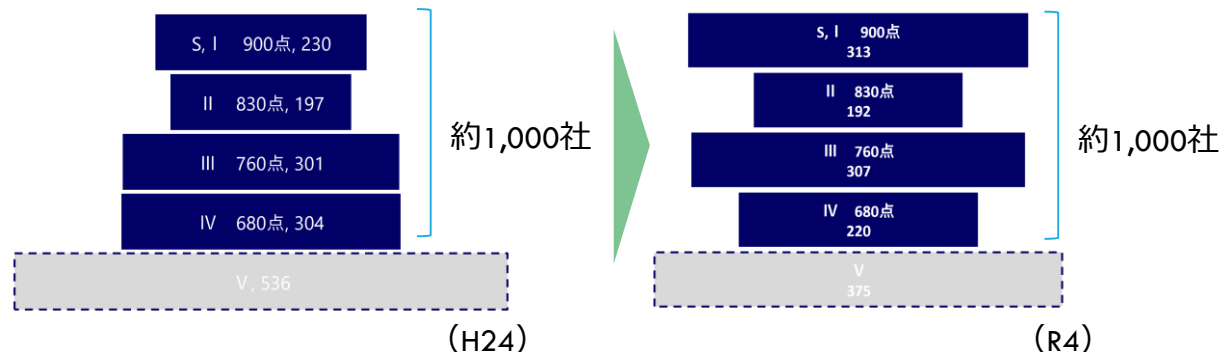


図10 等級別企業分布の変化（土木一式）